

周南市長期未着手都市計画公園見直し方針

周南市

令和4（2022）年3月

目次

第1章 周南市の公園を取り巻く状況と公園のあり方について

1	公園の概要	P 1
2	本方針策定の背景	P 2
3	周南市における状況	P 9
4	都市公園の再編等に関連する法律・指針	P 11
5	公園の配置・再編の方針及び長期未着手公園の見直しの必要性	P 12

第2章 長期未着手都市計画公園の見直し方針

1	対象となる長期未着手都市計画公園の抽出	P 13
2	長期未着手都市計画公園の見直しにおける視点の設定	P 15
3	見直しの検討のための区域設定	P 15
4	見直しに係る市民ニーズの把握	P 16
5	見直しに係る評価項目の設定	P 17
6	見直しのフロー	P 19
7	見直し方針	P 20
8	参考資料	P 26
9	用語集	P 28

第1章 周南市の公園を取り巻く状況と公園のあり方について

1 公園の概要

周南市内には多数の公園がありますが、その多くは都市公園となっています。都市公園とは、都市計画区域内^{※1}において、都市公園法に基づき地方公共団体や国が設置し管理する公園・緑地のことをいい下表のように分類されています。また、都市公園の内、都市計画法に基づき都市計画において定められた都市施設^{※2}の中の公園・緑地を都市計画公園といいます。なお、都市公園以外にも児童遊園や普通公園・農村公園等があります。

表1 都市公園の種類

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する市民が利用することを目的に設置する公園であり、0.25ha程度の面積を標準とします。
	住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する市民が利用することを目的に設置する公園であり、2ha程度の面積を標準とします。
	住区基幹公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する市民が利用することを目的に設置する公園であり、4ha程度の面積を標準とします。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とする公園であり、1箇所あたり10～50haの面積を標準とします。
	都市基幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の利用を目的とする公園であり、1箇所あたり15～75haの面積を標準とします。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に即して配置します。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について配置します。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準とします。	
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置します。	
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用を目的として配置します。	

(参考) 住区基幹公園における誘致距離標準：街区公園250m 近隣公園500m 地区公園1,000m

※1 都市計画区域

都市計画を行う地理的範囲。区域内では都市計画区域マスタープランが定められる他、区域区分、地域地区などの土地利用、都市施設、市街地開発事業等を定めることができる。

※2 都市施設

円滑な都市活動と良好な都市環境を確保するとともに将来の土地利用や交通体系等に対応するため、都市計画区域において適切な規模で適正に配置されるもの。公園、緑地の他、道路、火葬場、学校、ごみ焼却場、下水道などがある。

2 本方針策定の背景

(1) 周南市の都市公園等の整備状況

ア 公園の整備の状況

本市では、昭和30（1955）年頃に実施した戦災復興土地区画整理事業やその後の周南団地をはじめとする大規模な土地区画整理事業により多くの都市公園が整備され、令和3（2021）年3月末時点で166箇所182.49haの都市公園が整備されています。これは、都市計画区域の人口1人当たりの面積に換算すると14.3㎡となっており、全国平均の10.7㎡（令和2（2020）年3月）や周南市都市公園条例で定める1人当たりの敷地面積の標準値となる10㎡を大きく上回っています。また、都市公園以外にも児童遊園・農村公園・普通公園やグラウンド等運動場が整備されているなど、市民が活用できるオープンスペースが多く存在しています。一方で、整備後30年以上経過した公園が全体の約6割を占め施設の老朽化が進行しており、さらに10年後には約8割に達する見込みとなっています。

種 別		園数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	139	26.76
	近隣公園	14	36.89
都市基幹公園	総合公園	2	26.10
特殊公園	墓 園	1	9.05
緩衝緑地		1	79.61
都市緑地		8	2.48
緑 道		1	1.60
合 計		166	182.49

表2 都市公園の整備状況（令和3（2021）年3月末現在）

イ 公園の配置等

都市計画区域の公園の配置状況をみると、旧徳山市の周南団地を含む市街地周辺やJR新南陽駅周辺は、総合公園となる徳山公園や永源山公園、緩衝緑地となる周南緑地など多くの市民が利用する公園を中心に、身近な公園となる住区基幹公園が多く配置されています。旧熊毛町には4箇所の近隣公園が各所に設置されており、その周辺に街区公園が整備され、都市公園が不足する範囲については児童遊園がその機能を補っています。また、都市計画区域外の区域については農村公園や普通公園が配置されています。

市全体の公園の配置状況としては、一定の整備水準が確保されているものの、市街地・市街地周辺・中山間地域といった大きな地域区分や小学校区程度の地区単位で比較すると整備水準に差があるとともに、公園の開設から長期間経過し、地域住民の人口構成の変化や施設の老朽化等により利用しにくい公園も増えてきています。このことから公園の配置については市全体、地区の状況を整理しつつ、地域のニーズに合わせた適正な配置が求められます。その一方で、都市計画決定から長期にわたり整備に着手できず未開設（一部開設含む）となっている公園も存在しています。

周南都市計画(周南市)総括図 2

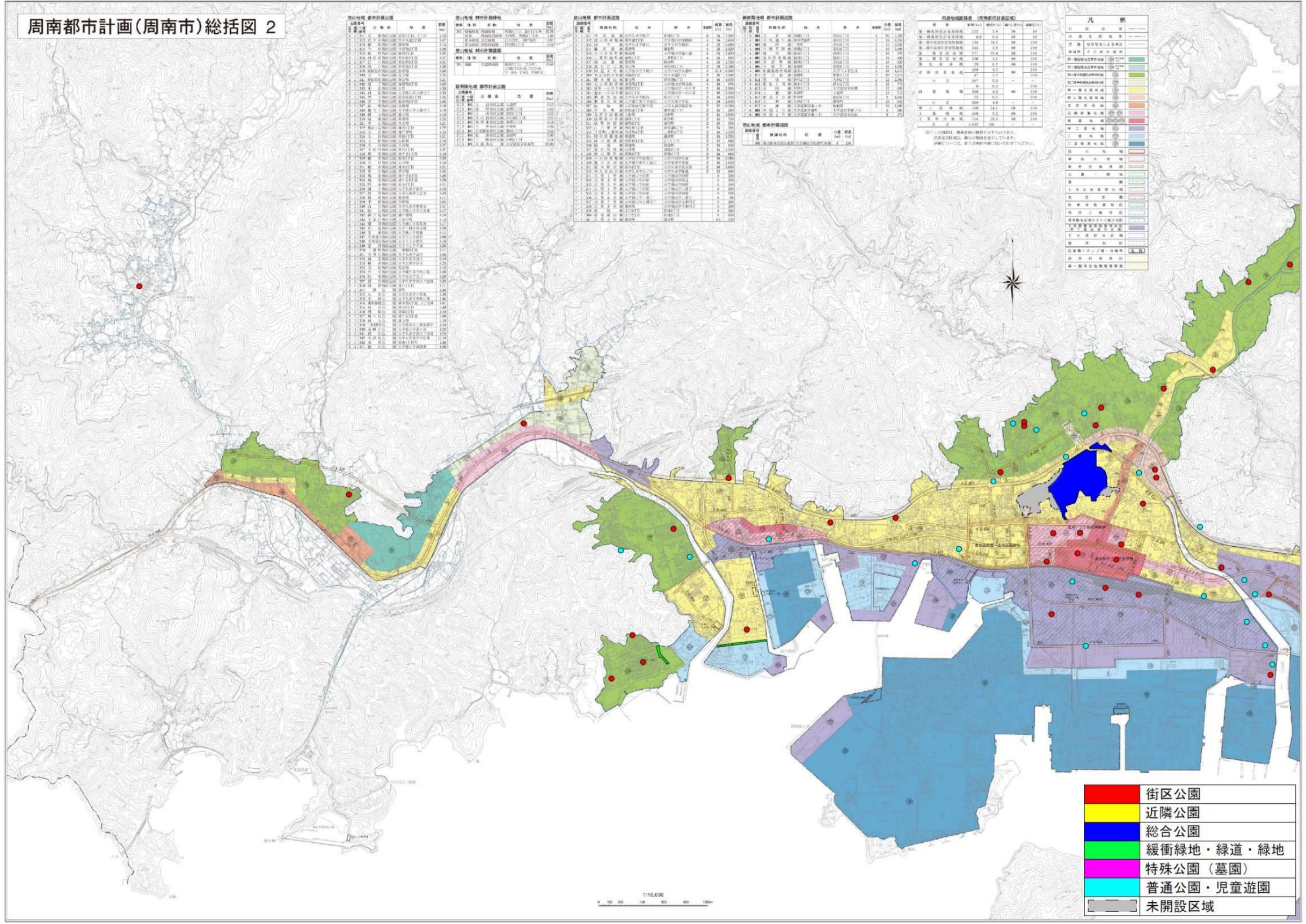
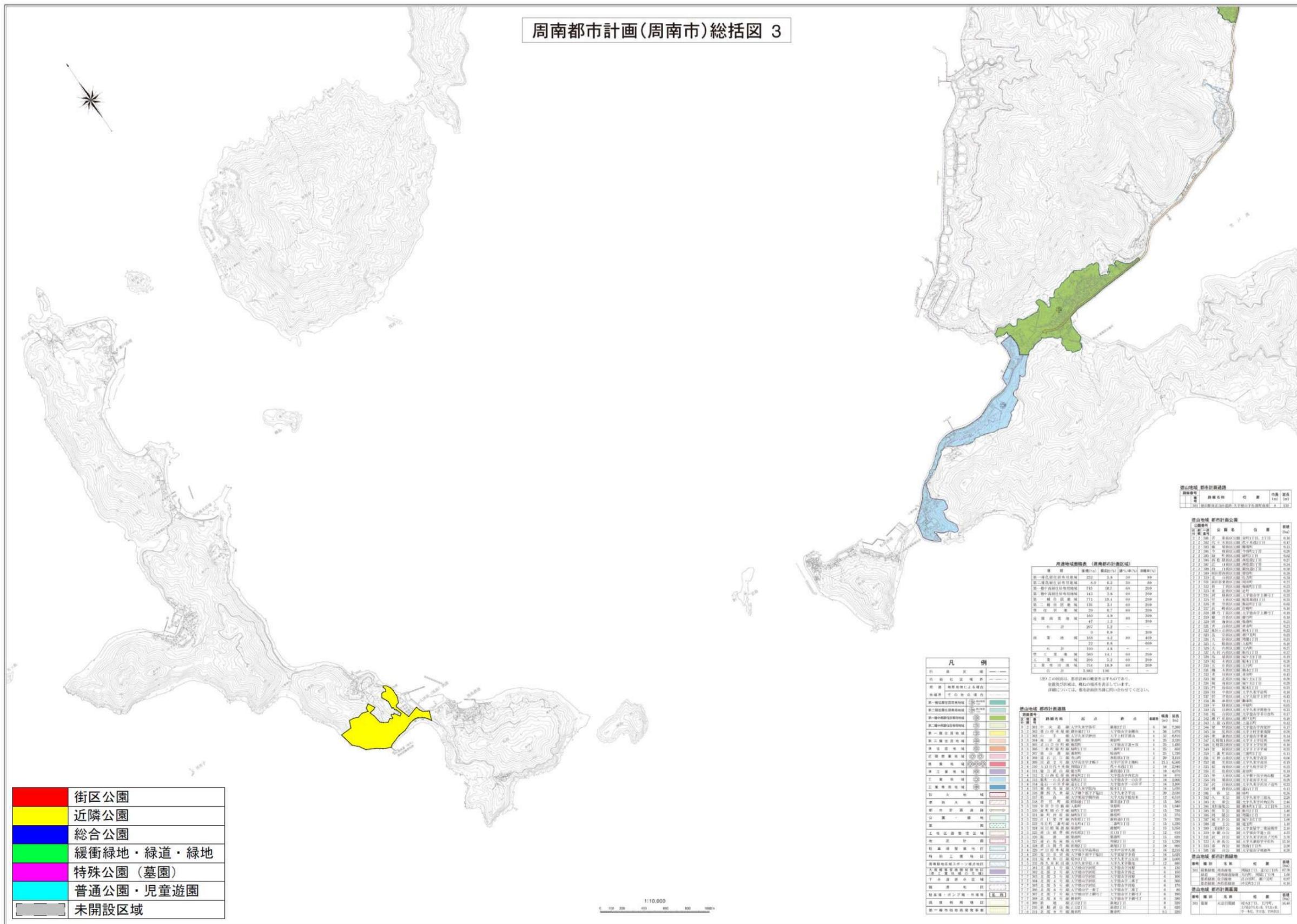


図2 都市公園等配置図(周南都市計画総括図2の範囲)
(令和3(2021)年3月末現在)

周南都市計画(周南市)総括図 3



	街区公園
	近隣公園
	総合公園
	緩衝緑地・緑道・緑地
	特殊公園(墓園)
	普通公園・児童遊園
	未開設区域

凡例

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

用途地域別面積表(市街地計画区域)

用途地域	面積(㎡)	割合(%)
第一種住居地域	222	2.6
第二種住居地域	6,9	0.08
第三種住居地域	245	2.9
第四種住居地域	142	1.7
第一種市街地	712	8.5
第二種市街地	138	1.6
第三種市街地	20	0.2
第四種市街地	140	1.7
第五種市街地	47	0.6
第六種市街地	207	2.5
第七種市街地	9	0.1
第八種市街地	168	2.0
第九種市街地	22	0.3
第十種市街地	190	2.3
第十一種市街地	909	11.0
第十二種市街地	206	2.5
第十三種市街地	224	2.7
第十四種市街地	3,002	36.2
合計	8,488	100.0

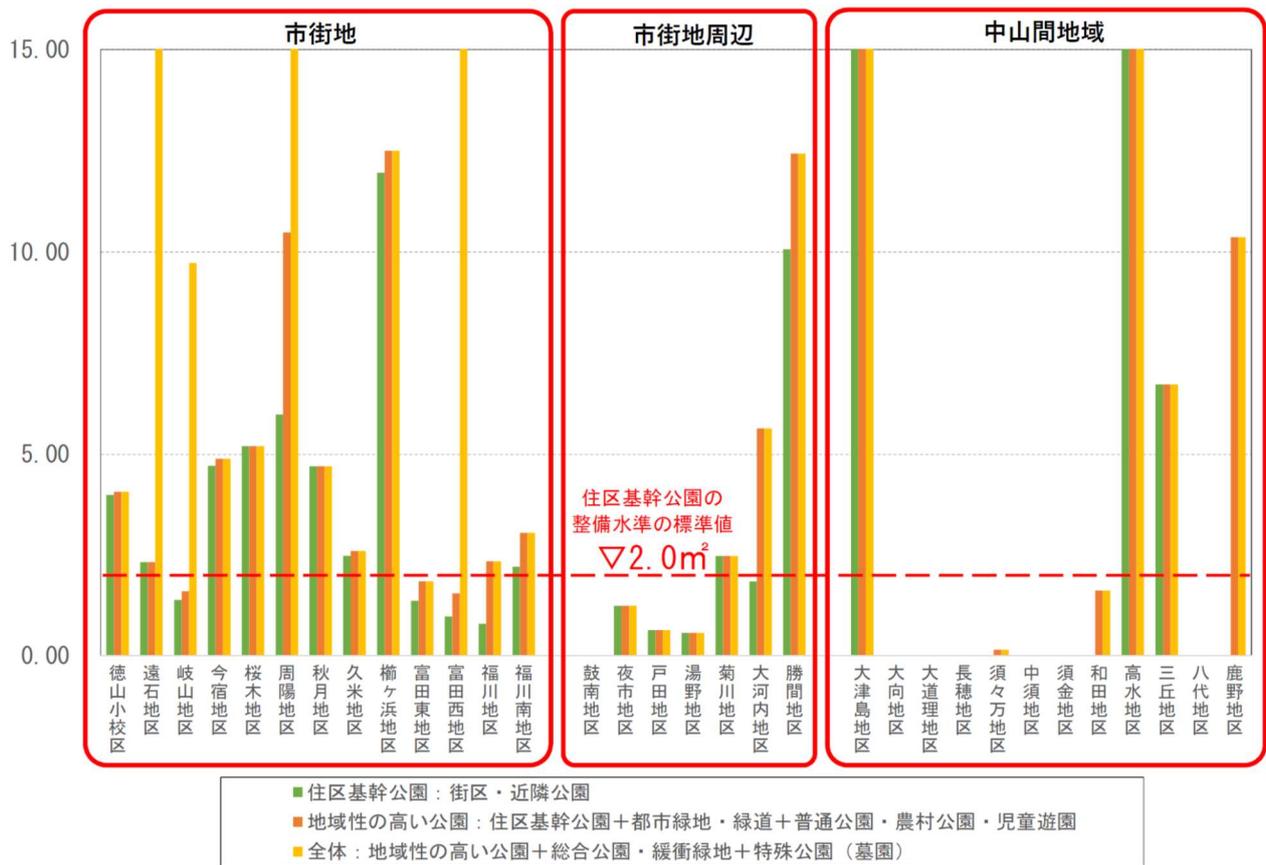
登山地域 都市計画道路

路線番号	路線名称	延長(㎡)	位置	備考
1	周南市立市民センター前	1,100	市街地	

登山地域 都市計画公園

公園番号	公園名称	位置	面積(㎡)
1	周南市立市民センター前	市街地	4,140
2	周南市立市民センター前	市街地	4,140
3	周南市立市民センター前	市街地	4,140
4	周南市立市民センター前	市街地	4,140
5	周南市立市民センター前	市街地	4,140
6	周南市立市民センター前	市街地	4,140
7	周南市立市民センター前	市街地	4,140
8	周南市立市民センター前	市街地	4,140
9	周南市立市民センター前	市街地	4,140
10	周南市立市民センター前	市街地	4,140
11	周南市立市民センター前	市街地	4,140
12	周南市立市民センター前	市街地	4,140
13	周南市立市民センター前	市街地	4,140
14	周南市立市民センター前	市街地	4,140
15	周南市立市民センター前	市街地	4,140
16	周南市立市民センター前	市街地	4,140
17	周南市立市民センター前	市街地	4,140
18	周南市立市民センター前	市街地	4,140
19	周南市立市民センター前	市街地	4,140
20	周南市立市民センター前	市街地	4,140
21	周南市立市民センター前	市街地	4,140
22	周南市立市民センター前	市街地	4,140
23	周南市立市民センター前	市街地	4,140
24	周南市立市民センター前	市街地	4,140
25	周南市立市民センター前	市街地	4,140
26	周南市立市民センター前	市街地	4,140
27	周南市立市民センター前	市街地	4,140
28	周南市立市民センター前	市街地	4,140
29	周南市立市民センター前	市街地	4,140
30	周南市立市民センター前	市街地	4,140
31	周南市立市民センター前	市街地	4,140
32	周南市立市民センター前	市街地	4,140
33	周南市立市民センター前	市街地	4,140
34	周南市立市民センター前	市街地	4,140
35	周南市立市民センター前	市街地	4,140
36	周南市立市民センター前	市街地	4,140
37	周南市立市民センター前	市街地	4,140
38	周南市立市民センター前	市街地	4,140
39	周南市立市民センター前	市街地	4,140
40	周南市立市民センター前	市街地	4,140
41	周南市立市民センター前	市街地	4,140
42	周南市立市民センター前	市街地	4,140
43	周南市立市民センター前	市街地	4,140
44	周南市立市民センター前	市街地	4,140
45	周南市立市民センター前	市街地	4,140
46	周南市立市民センター前	市街地	4,140
47	周南市立市民センター前	市街地	4,140
48	周南市立市民センター前	市街地	4,140
49	周南市立市民センター前	市街地	4,140
50	周南市立市民センター前	市街地	4,140
51	周南市立市民センター前	市街地	4,140
52	周南市立市民センター前	市街地	4,140
53	周南市立市民センター前	市街地	4,140
54	周南市立市民センター前	市街地	4,140
55	周南市立市民センター前	市街地	4,140
56	周南市立市民センター前	市街地	4,140
57	周南市立市民センター前	市街地	4,140
58	周南市立市民センター前	市街地	4,140
59	周南市立市民センター前	市街地	4,140
60	周南市立市民センター前	市街地	4,140
61	周南市立市民センター前	市街地	4,140
62	周南市立市民センター前	市街地	4,140
63	周南市立市民センター前	市街地	4,140
64	周南市立市民センター前	市街地	4,140
65	周南市立市民センター前	市街地	4,140
66	周南市立市民センター前	市街地	4,140
67	周南市立市民センター前	市街地	4,140
68	周南市立市民センター前	市街地	4,140
69	周南市立市民センター前	市街地	4,140
70	周南市立市民センター前	市街地	4,140
71	周南市立市民センター前	市街地	4,140
72	周南市立市民センター前	市街地	4,140
73	周南市立市民センター前	市街地	4,140
74	周南市立市民センター前	市街地	4,140
75	周南市立市民センター前	市街地	4,140
76	周南市立市民センター前	市街地	4,140
77	周南市立市民センター前	市街地	4,140
78	周南市立市民センター前	市街地	4,140
79	周南市立市民センター前	市街地	4,140
80	周南市立市民センター前	市街地	4,140
81	周南市立市民センター前	市街地	4,140
82	周南市立市民センター前	市街地	4,140
83	周南市立市民センター前	市街地	4,140
84	周南市立市民センター前	市街地	4,140
85	周南市立市民センター前	市街地	4,140
86	周南市立市民センター前	市街地	4,140
87	周南市立市民センター前	市街地	4,140
88	周南市立市民センター前	市街地	4,140
89	周南市立市民センター前	市街地	4,140
90	周南市立市民センター前	市街地	4,140

図3 都市公園等配置図(周南都市計画総括図3の範囲)
(令和3(2021)年3月末現在)



グラフ1 周南市 32 地区の公園整備水準（人口 1 人当たりの公園面積（m²/人））

※32 地区の区分けは周南市公共施設再配置計画（平成 27（2015）年 8 月）による。また、市街地・市街地周辺・中山間地域の区分けはまちづくり総合計画策定の基礎資料とするために実施した「市民アンケート調査（平成 30（2018）年）」の分類による。

※計算で用いた地区の人口は周南市公共施設白書（平成 25（2013）年 11 月）で記載の人口を基に、白書策定時人口と現在人口（令和 3（2021）年 3 月）の比率を乗じて算出している。

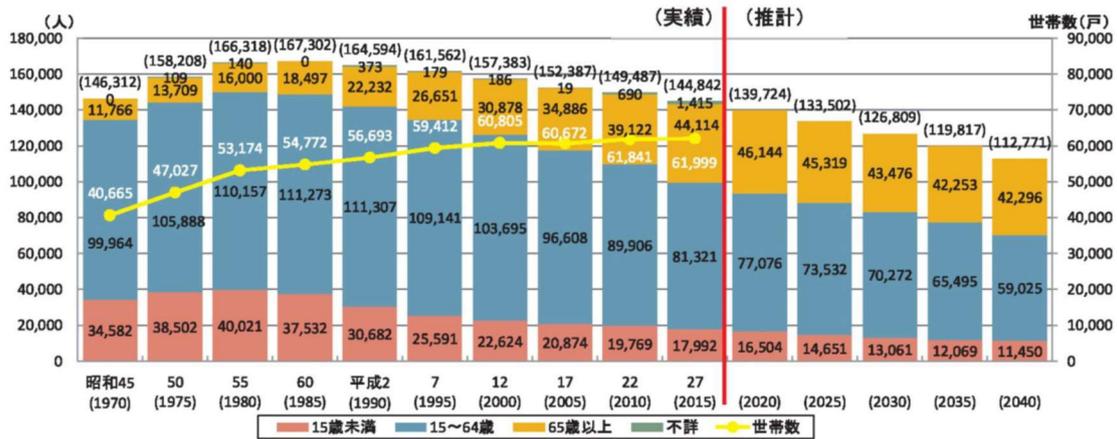
※令和 3（2021）年度末に街区公園と位置付けられる整備済みの公園については、街区公園の面積として計上している。

(2) 社会情勢の変化

ア 人口減少と少子高齢化

高度経済成長期に増加してきた市の人口は昭和 60（1985）年をピークに減少傾向にあり、令和 2（2020）年には 137,607 人※となっています。また年少人口の割合は低下し、高齢者の割合は増加するなど、人口構成の変化が見られます。

※令和 2（2020）年国勢調査人口速報集計結果（令和 3（2021）年 6 月 25 日公表）



グラフ 2 年齢 3 区分別人口と将来推計人口の推移
 (周南市立地適正化計画（平成 29（2017）年 3 月）より)

イ 自然環境の変化

近年、地球温暖化や大規模災害の多発など地球環境が変化しており、各公共施設への防災上の位置づけが重要視されるなど、公園を取り巻く状況にも影響を及ぼしています。

ウ 法体系等の変化

高度経済成長や人口増加のピーク後の社会の成熟化、技術進化や環境変化に伴う市民の価値の多様化、都市インフラの一定程度の整備や施設の老朽化の進行等、公園を取り巻く状況が変化しており、有する機能の低下や想定した効果を十分に発揮できなくなる懸念されています。

国においては、これらの状況に対し、長寿命化計画に基づく対策実施の推進、「ストック効果を高める」「民間との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」といった観点による都市公園法の改正（平成 29（2017）年 5 月）が行われ、「必要に応じて都市公園を再編する」という考え方も示されました。

また、令和 2（2020）年には都市再生特別措置法が改正され、居心地がよく歩きたくなる（ウォーカブル）まちなかの創出に向けた支援制度が制定されるなど、オープンスペースのあり方そのものが変化しようとしています。

3 周南市における状況

(1) 関連計画の位置づけ

ア 緑の基本計画

本市では平成 20（2008）年 6 月に「周南市緑の基本計画」を策定しましたが、社会情勢の変化を受け、機能としての「緑」の量的確保から、「緑とオープンスペース」を通じたまちづくりといった質的向上への転換への求めを踏まえ令和 3（2021）年 3 月に改訂を行いました。この改訂の中で都市公園の配置については以下のように位置づけました。

表 3 周南市緑の基本計画における都市公園の配置の位置づけ

第三章 公園・緑地の基本的な方向性	第四章 公園・緑地の適切な配置
人口減少や少子高齢化の進行に対応し、地域ニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した効率的、効果的な整備や再編が求められていることから、今後、将来のあり方について地域住民と連携を図りながら、公園・緑地全体の整備や機能の再編、適正な配置に努めます。	都市公園の整備については、利用者の多様なニーズへの対応に配慮しつつ、都市公園の種別ごとの機能や地域の特性に合わせた配置に努めます。特に住区基幹公園の内、地区の人口や年齢構成の変化、施設の老朽化等により利用しにくいものは、地域のニーズ、他のオープンスペースの配置等を的確に把握し、地域の将来像を含め、地域住民と連携を図りながら適正な配置に努めます。

イ 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画

本市では「周南市都市計画マスタープラン（平成 20（2008）年 6 月策定、令和 3（2021）年 3 月改訂）」において「市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市」等を都市の将来像に位置付けています。また、本格的な人口減少・少子高齢化社会に対応し、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図るために、平成 29（2017）年 3 月に「周南市立地適正化計画」を策定し、都市機能誘導区域や居住促進区域などを定めています。

(2) 公園を取り巻く課題

本市における公園を取り巻く状況については全国的な社会情勢の変化と同様に変化しています。これら社会情勢の変化や関連計画の位置づけ、また、本市の財政状況を踏まえ、公園を取り巻く課題について、既に整備が完了し管理している開設公園と都市計画決定されているものの整備に着手できず未開設になっている公園に分けて整理します。

ア 開設公園における課題

- ・施設の老朽化に伴う維持管理費の増加
- ・人口減少・少子高齢化に起因する財源減少に伴う維持管理費の縮減
- ・人口減少や人口構成、利用ニーズの変化に伴う利用者数や利用者属性の変化
- ・オープンスペースの多様化等による機能の分散
- ・地域による整備水準の差

イ 未開設公園の課題

- ・用地取得や移転補償、工事費に多額な費用を要し、長期間事業に着手できない
- ・公園計画区域の地権者の権利を制限し続けている*
- ・都市計画決定の見直しに対する要望がある
- ・計画区域の宅地化などの土地利用が進められている

※都市計画法により建築制限

【内容】(都市計画法第53条)

- ・都市計画施設の区域において建築物の建築をしようとする場合は許可が必要

【許可基準】(都市計画法第54条)

- ・階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと
- ・木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること

4 都市公園の保存・廃止等に関連する法律・指針

都市公園の保存や開設している公園の廃止に関連する都市公園法等の位置づけについては以下のとおりです。

(1) 都市公園法の位置づけ

都市公園法第 16 条において、都市公園の保存について位置づけられています。

[内容]

- ・みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。
[都市公園法で廃止が認められる場合]
- ・都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合
- ・公益上特別の必要がある場合
- ・廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- ・貸借契約の終了又は解除により権原が消滅した場合

(2) 都市公園法運用指針の位置づけ

都市公園法第 16 条の中で廃止が認められる場合の内、「公益上特別の必要がある場合」の考え方については、都市公園法運用指針（第 3 版 国土交通省 平成 29（2017）年 6 月）に以下のように位置づけられています。

今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。

都市機能の集約化の推進等を図るため都市公園の廃止を検討する場合には、主として以下の点に留意されたい。

- ・人口減少の進行の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保をさらに進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること
- ・都市公園の再編による公園面積の増減は判断要素の一つではあるが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること
- ・立地適正化計画、公共施設等総合管理計画等の都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと
- ・都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること

(1) 公園の配置の方針

ア 公園の適正な配置について

「周南市緑の基本計画」に位置付けたように、既存の公園をより有効に活用していくことへの取り組みが一層求められるとともに、公園のストック効果向上に向け公園の再編という考え方の整理も必要となっています。

また、オープンスペースのあり方そのものの変化や公民館の市民センター化のような公共施設の多機能化等により公園と同等な機能を得ることができる施設もあるため、今後の公園の適正な配置については、公園以外の施設を含めた視点をもって都市機能を含むストック効果が維持・向上するよう検討を進めていく必要があります。

イ 公園の再編について

公園の再編については、市全体や地区ごとの公園の配置バランスを整理した上で、地域内にある公園や他の公共施設・民間施設を含めた視点、また、個々の公園のニーズのみならず地域内における公園全体のニーズ等について把握するとともに、公園の量的・配置的・機能的な観点や地域の現状・将来像といった地域の状況を踏まえ実施していく必要があります。また、都市公園法や「周南市立地適正化計画」、「周南市公共施設再配置計画」といった関連計画との整合等、多角的な視点からの検討が必要になります。

特に新設する公園に係る公園の再編（集約による新設公園含む）に当たっては、本方針の内容と整合を図りつつ、今後、基準や評価の方法について検討を進めることとします。

(2) 長期未着手公園の見直しの必要性

事業が進行している公園や計画決定して間もない公園を除いて、未開設となっている公園については、当初計画決定から50年以上が経過しており、社会情勢や都市構造の変化により、都市計画法に基づく制限がかかりながらも公園予定地の宅地化が進行している区域が多数あります。また、新たな公園の設置には多額の経費がかかる見込みであり、厳しい財政状況や土地利用の変化等の課題等も含めると、公園整備について事業化の目途がたっていない状況です。このことから、これらの長期未着手の都市計画公園については都市計画決定の経緯も踏まえ、都市の現況に適合するように見直す必要があります。

第2章 長期未着手都市計画公園の見直し方針

1 対象となる長期未着手都市計画公園の抽出

都市計画決定を行っている公園は 99 公園となっており、利用者の多様なニーズへの対応に配慮しつつ、都市公園の種別ごとの機能や地域の特性に合わせた適正な配置となるよう、市街化の拡大とともに、まちづくり全体の視点にたった考えの中でこれまで公園の整備を進めてきました。現在 95 公園が開設していますが、人口減少への転換等社会情勢の変化によって整備に着手できず長期的に未整備となっている公園（未開設公園）や計画区域の一部を整備して部分的に開設している公園（部分開設公園）もあります。

これらの整備が完了していない公園は、墓園といった特殊性のある公園を除き、未開設公園が 4 公園、部分開設公園が 7 公園の計 11 公園となっており、見直しに当たっては、計画決定から 30 年以上を経過し、事業着手の具体的な予定のない 7 公園を長期未着手公園と位置づけ、本方針に示す方法により検討を行い、課題の解決に向けて取り組むこととします。

表 4 未開設（部分開設含む）公園一覧表（墓園を除く）

	公園番号	公園種別	公園名	当初計画決定	最終計画決定	計画決定面積 ha	当初開設年月日	開設面積 ha	見直しの有無
未開設	2-2-314	街区	河原街区公園	S38.12.21	S63.12.15	0.35			○ (30年以上)
	3-3-302	近隣	久米公園	S38.12.21	S63.12.13	2.20			○ (30年以上)
	3-3-303	近隣	太華公園	S38.12.21	S63.12.13	2.46			○ (30年以上)
	3-3-311	近隣	沢田公園	S38.12.21	H 9. 3.12	3.70			○ (30年以上)
部分開設	2-2-357	街区	沢田街区公園※1	H 9. 3.12		0.33	S58.03.31	0.12	○ (30年以上)
	3-3-304	近隣	東川緑地公園	S24. 5.20	S63.12.13	3.81	S35.05.11	0.79	○ (30年以上)
	3-4-310	近隣	金剛山公園	S38.12.21	S63.12.13	4.22	H 2.04.01	0.72	○ (30年以上)
	3-3-313	近隣	華西公園	H 2.10.26	H21.11. 6	2.30	H 2. 4. 1	1.85	×※2 (30年未満)
	5-4-301	総合	徳山公園	S24. 5.20	H21. 3.25	8.20	S12. 4. 1	8.10	× (事業進行中)
	301	緩衝	周南緑地	S43. 7.26	H29. 3.31	87.70	S47. 4. 1	79.61	× (事業進行中)
5-5-401	総合	永源山公園	S46.11.24	H18. 3. 7	25.90	S60.11. 1	18.00	× (事業進行中)	

※1 沢田街区公園は、沢田公園（近隣）と分離し、平成 9（1997）年 3 月 12 日に街区公園として都市計画決定を受けており、

経過年数は 24 年となるが、沢田公園の当初計画決定の昭和 38（1963）年 12 月 21 日を用い、実質の経過年数は 57 年として取り扱う

※2 華西公園については平成 21（2009）年の都市計画決定時に未開設区域を追加

周南都市計画(周南市)総括図 1

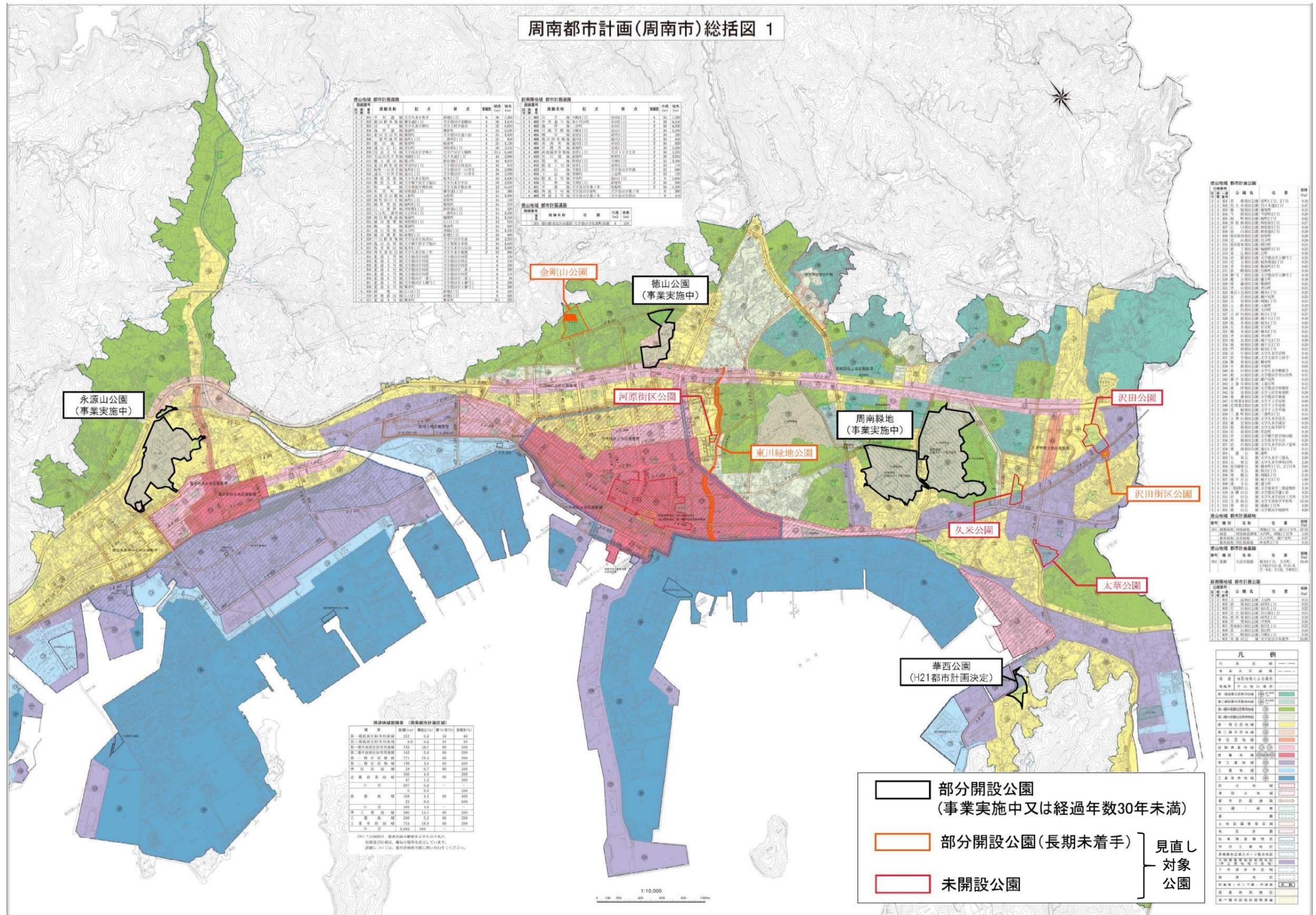


図5 未開設及び部分開設公園配置図

2 長期未着手都市計画公園の見直しにおける視点の設定

これまで整理した内容を踏まえ、「整備の必要性」「機能の代替性」「計画の実現性」「地域ニーズ」に着目し、見直しに当たっては、以下のとおり4つの視点を設定して総合的な検討を行うものとします。

(1) 公園の整備状況を含めた地域の状況に対する視点

見直しの対象公園周辺の人口動向や土地の利用状況、既存公園、緑地の分布状況、公共施設の配置状況、関係事業の整備計画、立地適正化計画や公共施設再配置計画の進捗状況など、地域の現状を踏まえた検討を行います。

(2) 公園機能に対する視点

見直しの対象公園に期待される環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能（災害発生時の対応を含む）、景観形成機能、コミュニティ形成機能など、公園が有する機能や役割を把握し、これら機能の地域における活用可能性について、当該地区の他の公共施設が有する機能を含め必要となる機能の検討を行います。

(3) 公園整備事業の実現性に対する視点

見直しの対象公園や影響する区域の地形や現状の土地利用の状況、建築物、工作物の立地状況を確認しつつ、公園整備事業における費用と及ぼす影響を想定し、公園整備事業の実現性に十分配慮した検討を行います。

(4) 地域ニーズに対する視点

住民への周知を図るなど、地域ニーズに考慮した検討を行います。

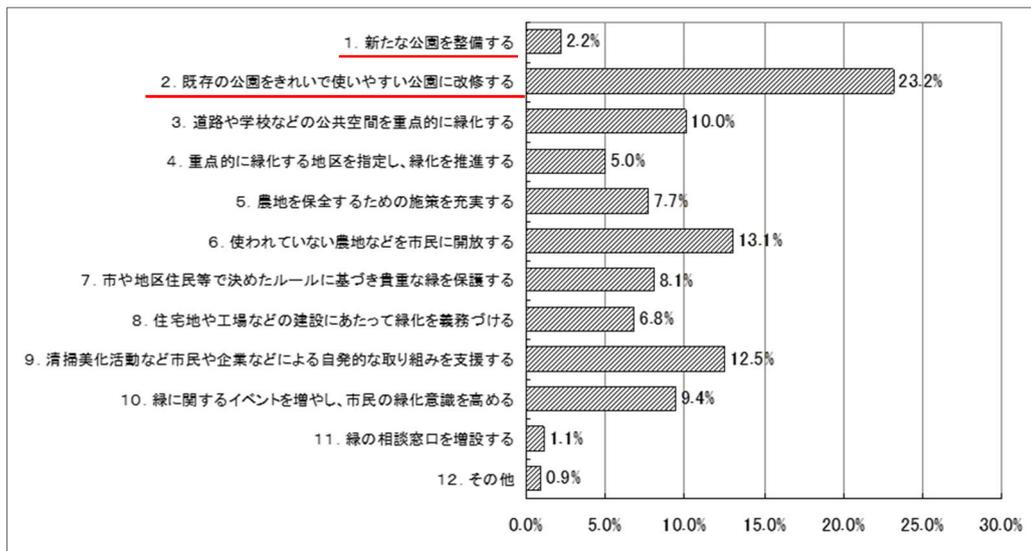
3 見直しの検討のための区域設定

見直しの検討に当たり、前述の4つの視点による検討を行う必要がある中で、見直しの対象公園だけでなく、これを中心とする周辺エリアでの検討が必要になります。

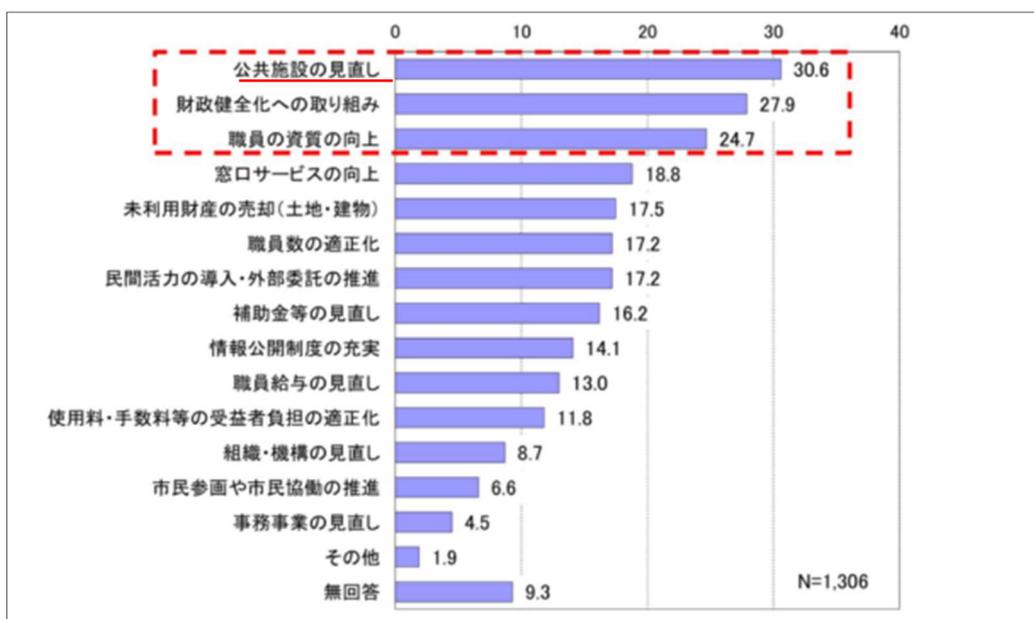
しかしながら、住区基幹公園は地域住民の身近な利用に供する公園に位置付けられていることから、市全体や地区単位ではエリアが広く、これらの公園整備状況の多寡のみで地域性を踏まえた判断を行うことは適切ではないと考えられます。よって、検討区域の設定に当たっては、具体的な生活圏や徒歩圏という観点等から検討区域を設定するものとします。

4 見直しに係る市民ニーズの把握

見直しに関連する市民ニーズについて、緑の基本計画を策定した際に実施したアンケートでは、緑を守るための施策として「既存の公園をきれいで使いやすい公園に改修する」という意見が最も多くなっている一方で、「新たな公園を整備する」という意見は少数にとどまっています。また、平成30(2018)年に市政に関する考えなどについて実施したアンケートでは、行財政改革に向けて重点的に取り組むべき内容として「公共施設の見直し」という意見が最も多くなっているということが確認できます。



グラフ3 アンケート結果
緑を守るための施策
(周南市緑の基本計画)



グラフ4 アンケート結果
重点的に取り組むべき行財政改革
(市民アンケート調査(令和元年7月))

5 見直しに係る評価項目の設定

今回見直し対象となる住区基幹公園等（街区公園・近隣公園）については身近な緑地として地域に配置されるべき公園であり、求められている役割や特性は同様のものとなっていることから、公園の配置や機能面から設定した4つの視点に基づき評価項目を設定して同一の基準により検証を行います。

○公園整備の必要性の評価 …（1）公園の整備状況を含めた地域の状況に対する視点

項目	評価項目	適性・妥当性評価基準
都市計画決定理由の適合性（ハードの視点）	都市計画決定に特別な理由があるか	地域固有の理由があり、内容が現在・将来も適合する内容であるか
関連事業・計画	関連事業・計画の状況	都市計画道路等の関連事業・計画や周南市公共施設再配置計画における地域別計画の策定等がある場合に計画への影響があるか
公園・緑地等の配置状況（検討区域で検討）	現在・将来にわたり ^{※1} 住区基幹公園や公園機能を有する施設が適切に配置されているか	住区基幹公園等の都市公園、公園機能を補完する都市公園以外の緑地（運動場・児童遊園等）、または代替施設 ^{※2} が利用しやすい位置に配置されているか ^{※3}
		対象区域内の住区基幹公園の面積が将来にわたり必要量が確保されるか ^{※4}

※1 将来性を検討するに当たっては人口予測のみならず、関連事業・関連計画の進捗と整合を図ります。

※2 代替施設とは小中学校、市民センター等市民交流施設とします。

※3 住区基幹公園における誘致標準距離と都市公園の標準的な配置基準（平成15（2003）年3月28日に廃止）を参考に設定し、実際の公園等各施設までの距離等のアクセス性に問題がないか検討します。

※4 1人当たりの住区基幹公園の面積2.0m²/人が確保されているかどうか確認を行います。

○公園機能の代替性の評価 …（2）公園機能に対する視点

項目	評価項目	適性・妥当性評価基準
都市計画決定理由の適合性（機能の視点）	都市計画決定に特別な理由があるか	地域固有の理由があり、内容が現在・将来も適合する内容であるか
機能の代替性	対象公園に期待される機能が他の施設等も含め充足しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の公園や緑地、代替施設により期待される機能が確保されるか ・対象公園の計画区域の防災性に問題がないか。また周辺に避難場所等があるか ・コミュニティ活動の場が確保されているか

○計画の実現性の評価 …（3）公園整備事業の実現性に対する視点

項目	評価項目	適性・妥当性評価基準			
事業の実現性	計画地内の土地の利用状況	計画地内の土地利用状況（市街化率も含む）による事業実施に係る地権者及び周辺地、事業費への影響の度合い			
			公民種別	土地利用	影響度
			私有地	宅地	高
				農地・空地	中
				樹林地	低
公有地	-	低			

○地域ニーズの評価 … (4) 地域ニーズに対する視点

項目	評価項目	方法
地域ニーズ	地域ニーズを踏まえた内容となるか	・ 広報やホームページなどを通じた情報発信、また意見交換会等を行い地域ニーズを把握

6 見直しフロー

1 見直し対象となる都市計画公園の抽出

都市計画公園の整備状況の把握
計画決定から30年以上経過し、事業着手の具体的な予定のない7公園を抽出

2 見直しにおける視点の設定

- (1) 公園の整備状況を含めた地域の状況に対する視点
- (2) 公園機能に対する視点
- (3) 公園整備事業の実現性に対する視点
- (4) 地域ニーズに対する視点

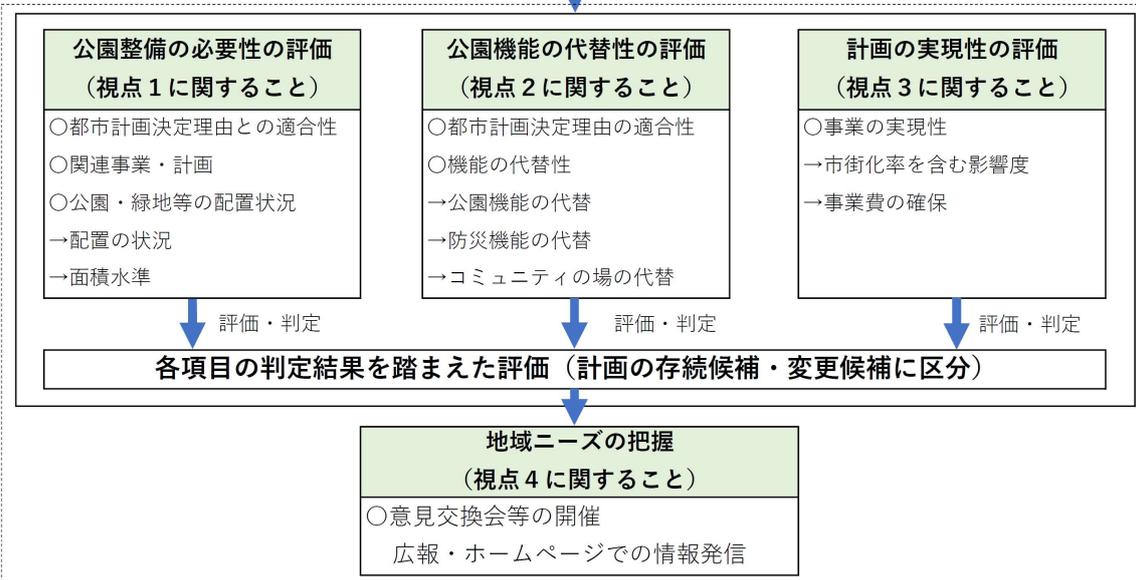
3 見直し対象公園の検討のための区域設定

生活圏や徒歩圏という観点等から検討区域を設定

4 見直しに係る市民ニーズの把握

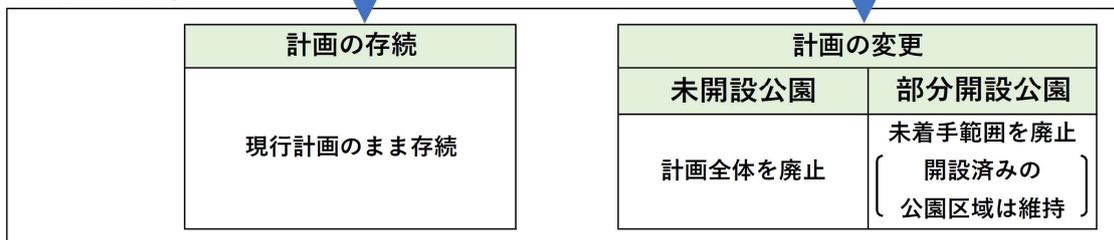
関連計画等のアンケート結果により見直しニーズがあることを把握（視点4に関すること）

5 見直しの評価指標の設定



4つの視点による総合的評価

6 見直しの方針



7 都市計画公園の見直し

都市計画変更手続き

※本方針で定める範囲は「6 見直し方針」までの内容であり、見直しの方向性を位置付けるもので、本方針公表時点で都市計画公園の存続・変更が決定されるわけではありません。都市計画公園の存続・変更の決定は「7 都市計画公園の見直し」により行います。

※計画の存続という判断になった場合にも、社会情勢の変化に応じて概ね10年を目途に、再評価を行うものとしします。

7 見直し方針

(1) 周南市長期未着手都市計画公園見直しの評価結果一覧

種別	公園名	見直し対象の有無	方針(素案)に基づく見直しの評価	結果
未開設	街区 ①河原街区公園	対象	計画区域の周辺には公園がアクセスしやすい位置に一定規模配置されているとともに、近隣に避難所やコミュニティの場といった代替施設を有する。また、計画区域内は市街化も進行しており、地域ニーズを踏まえて総合的に評価したところ計画の存続は困難である。	計画全体を廃止
	近隣 ②久米公園	対象	計画区域の周辺には公園がアクセスしやすい位置に一定規模配置されているとともに、近隣に避難所やコミュニティの場といった代替施設を有する。また、計画区域内は浸水想定区域であるとともに、市街化も進行しており、地域ニーズを踏まえて総合的に評価したところ計画の存続は困難である。	計画全体を廃止
	近隣 ③太華公園	対象	計画区域の周辺の公園の整備水準は基準よりも低いものの、代替施設も含めると必要な機能は確保されており、近隣には避難所やコミュニティの場といった代替施設を有する。また、計画区域内は浸水想定区域であるとともに、市街化も進行している。整備の必要性は一定程度認められるが、機能の代替性・実現性の観点及び地域ニーズを踏まえて総合的に評価したところ計画の存続は困難である。	計画全体を廃止
	近隣 ④沢田公園	対象	計画区域の周辺には公園がアクセスしやすい位置に一定規模配置されているとともに、近隣に避難所やコミュニティの場といった代替施設を有する。また、計画区域内は市街化も進行しており、地域ニーズを踏まえて総合的に評価したところ計画の存続は困難である。	計画全体を廃止
部分開設	街区 ⑤沢田街区公園	対象	計画区域の周辺には公園がアクセスしやすい位置に一定規模配置されているとともに、近隣に避難所やコミュニティの場といった代替施設を有する。また、計画区域内は市街化も進行しており、地域ニーズを踏まえて総合的に評価したところ計画の存続は困難である。	未着手範囲の廃止 (開設済み公園区域のみ維持)
	近隣 ⑥東川緑地公園	対象	計画区域の周辺には公園がアクセスしやすい位置に一定規模配置されているとともに、近隣に避難所やコミュニティの場といった代替施設を有する。また、計画区域内は土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)を含んでいるとともに、市街化も進行しており、地域ニーズを踏まえて総合的に評価したところ計画の存続は困難である。	未着手範囲の廃止 (開設済み公園区域のみ維持)
	近隣 ⑦金剛山公園	対象	計画区域の周辺には公園がアクセスしやすい位置に一定規模配置されているとともに、近隣に避難所やコミュニティの場といった代替施設を有する。また、計画区域内は土砂災害特別警戒区域(土石流)を含む傾斜地であるとともに、市街化も進行しており、地域ニーズを踏まえて総合的に評価したところ計画の存続は困難である。	未着手範囲の廃止 (開設済み公園区域のみ維持)
	近隣 華西公園	対象外 (計画決定から30年未満)	-	-
	総合 徳山公園	対象外 (事業実施中)	-	-
	緩衝 周南緑地	対象外 (事業実施中)	-	-
	総合 永源山公園	対象外 (事業実施中)	-	-

(2) 周南市長期未着手都市計画公園見直しの項目別の評価結果

【評価欄の判定】《○：存続と評価できるもの》《×：変更（未開設公園は全体計画の廃止、部分開設公園は未着手範囲の廃止）と評価できるもの》

公園名称		①河原街区公園		⑥東川緑地公園		②久米公園		④沢田公園		⑤沢田街区公園		③太華公園		⑦金剛山公園				
公園種別		街区		近隣		近隣		近隣		街区		近隣		近隣				
開設状況		未開設		部分開設		未開設		未開設		部分開設		未開設		部分開設				
評価項目		評価	解説	評価	解説	評価	解説	評価	解説	評価	解説	評価	解説	評価	解説			
公園整備の 必要性	都市計画決定の理由の適合性 (ハードの視点)		×	記載なし	×	防災上家屋の連担を防ぐ ⇒現状の建築規制により防災性が確保さ れている	×	記載なし	×	記載なし	×	記載なし ※新幹線高架の建設に伴い沢田公園 (近隣)が分断されて一部開設。沢田公 園(近隣)の当初の理由には記載なし。	×	記載なし	×	記載なし		
	関連事業・計画への影響		×	影響なし	×	影響なし	×	影響なし	×	影響なし	×	影響なし	×	影響なし	×	影響なし		
	公園・緑地等の 配置状況	アクセス性	×	誘致圏外であっても徒歩500m 程度圏内に公園あり (エリアカバー率=約9割)	×	誘致圏外であっても徒歩500m 程度圏内に公園あり (エリアカバー率=約9割)	×	誘致圏外であっても徒歩500m 程度圏内に公園・代替施設等あり (エリアカバー率=約8割)	×	誘致圏外であっても徒歩500m 程度圏内に公園・代替施設等あり (エリアカバー率=約8割)	×	開設自体はしているため、アクセ ス性に劣るが、(エリアカバー率=約9割)	○	誘致圏外で公園等まで徒歩 600m程度の距離あり (エリアカバー率=約7割)	×	開設自体はしているため、アクセ ス性に劣るが、(エリアカバー率=約9割)		
		面積 (標準2.0m ² /人)	×	3.55m ² /人	×	3.55m ² /人	×	3.11m ² /人	×	3.11m ² /人	×	3.11m ² /人	×	1.70m ² /人	×	3.79m ² /人		
	公園整備の必要性の評価		×	必要性に乏しい	×	必要性に乏しい	×	必要性に乏しい	×	必要性に乏しい	×	必要性に乏しい	△	アクセス性・面積基準を わずかに満たさない	×	必要性に乏しい		
公園機能の 代替性	都市計画決定の適合性(機能の視点)		×	記載なし	×	防災上家屋の連担を防ぐ ⇒現状の建築規制により防災性が確保さ れている	×	記載なし	×	記載なし	×	記載なし	×	記載なし	×	記載なし		
	機能の代替性	周辺施設による 公園機能の代替性		×	周辺の公園・緑地、代替施設で 機能を確保	×	周辺の公園・緑地、代替施設で 機能を確保	×	周辺の公園・緑地、代替施設で 機能を確保	×	周辺の公園・緑地、代替施設で 機能を確保	×	周辺の公園・緑地、代替施設で 機能を確保	×	住区基幹公園は基準を満たして いないが代替施設を含めると機 能を確保	×	周辺の公園・緑地、代替施設で 機能を確保	
		防災機能の 代替性	公園 計画 区域	土砂災害	-	指定なし	×	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地)を含む	-	指定なし	-	指定なし	-	指定なし	-	指定なし	×	土砂災害特別警戒区域 (土石流)を含む
				洪水・浸水	-	指定なし	-	指定なし	×	浸水想定区域	-	指定なし	-	指定なし	×	浸水想定区域	-	指定なし
				津波・高潮	-	指定なし	-	指定なし	-	指定なし	-	指定なし	-	指定なし	-	指定なし	-	指定なし
		周辺の避難場所	×	近隣に岐陽中学校あり	×	近隣に岐陽中学校、中央地区市 民センター、徳山社会福祉セ ンターあり	×	近隣に桜木小学校・太華中学校 あり。また、地域防災拠点である 周南緑地に面する	×	近隣に鼓ヶ浦整肢学園、久米小 学校・久米市民センター、東福 祉館あり	×	近隣に鼓ヶ浦整肢学園、久米小 学校・久米市民センター、東福 祉館あり	×	近隣に太華中学校、櫛浜市民セ ンター、平井集会所あり	×	近隣に今宿市民センター、御山 集会所等あり		
	コミュニティの場の代替性	×	近隣に岐陽中学校、中央地区市 民センターあり	×	近隣に岐陽中学校、中央地区市 民センターあり	×	近隣に桜木小学校・太華中学校 あり	×	近隣に久米小学校・久米市民セ ンター、東福祉館(市民交流施 設)あり	×	近隣に久米小学校・久米市民セ ンター、東福祉館(市民交流施 設)あり	×	近隣に太華中学校、櫛浜市民セ ンター、平井集会所(市民交流 施設)あり	×	近隣に今宿市民センター、御山 集会所(市民交流施設)あり			
	公園機能の代替性の評価		×	代替性は確保できる	×	代替性は確保できる	×	代替性は確保できる	×	代替性は確保できる	×	代替性は確保できる	×	代替性は確保できる	×	代替性は確保できる		
計画の 実現性	土地の利用状況	地権者等への影響	×	ほぼ全域が市街化しており、事業 実施による影響度は相当に高い	×	市街化率は9割となっており、事 業実施による影響度は相当に高 い	×	市街化率が約8割となっており、 事業実施による影響度は相当に 高い	×	市街化率が約8割となっており、 事業実施による影響度は相当に 高い	×	市街化率が約8割となっており、 事業実施による影響度は相当に 高い	×	市街化率が約8割となっており、 事業実施による影響度は相当に 高い	×	市街化率が約6割となっており、 事業実施による影響度は高い		
		事業費への影響	×	市街化の進行により事業費は増 大	×	市街化の進行により事業費は増 大	×	市街化の進行により事業費は増 大	×	市街化の進行により事業費は増 大	×	市街化の進行により事業費は増 大	×	市街化の進行により事業費は増 大	×	市街化の進行や立地条件(傾斜 地)により事業費は増大		
	計画の実現性の評価		×	実現は困難	×	実現は困難	×	実現は困難	×	実現は困難	×	実現は困難	×	実現は困難	×	実現は困難		
各項目の判定結果を踏まえた評価		計画全体を廃止		未着手範囲を廃止 (開設済み公園区域は維持)		計画全体を廃止		計画全体を廃止		未着手範囲を廃止 (開設済み公園区域は維持)		計画全体を廃止		未着手範囲を廃止 (開設済み公園区域は維持)				
		必要性・代替性・実現性のいずれの評価 でも存続は困難と判断(計画の変更候補)		必要性・代替性・実現性のいずれの評価 でも存続は困難と判断(計画の変更候補)		必要性・代替性・実現性のいずれの評価 でも存続は困難と判断(計画の変更候補)		必要性・代替性・実現性のいずれの評価 でも存続は困難と判断(計画の変更候補)		必要性・代替性・実現性のいずれの評価 でも存続は困難と判断(計画の変更候補)		必要性は一定程度認められるが、代替 性・実現性の観点から存続は困難と判断 (計画の変更候補)		必要性・代替性・実現性のいずれの評価 でも存続は困難と判断(計画の変更候補)				
地域ニーズの評価 (意見交換会等の開催、広報・ホームページでの情報発信)		市全体の公園の配置バランスや既に開設している公園の今後のあり方についての意見があったが、本方針において対象となる公園の評価の内容については意見はなかったことから、総合的な評価結果は以下のとおりとする。																
4つの視点による総合的評価		計画全体を廃止		未着手範囲を廃止 (開設済み公園区域は維持)		計画全体を廃止		計画全体を廃止		未着手範囲を廃止 (開設済み公園区域は維持)		計画全体を廃止		未着手範囲を廃止 (開設済み公園区域は維持)				

※エリアカバー率：検討区域面積に対する誘致標準圏内面積の割合
※市街化率：公園計画区域の宅地及び道路・公園等の施設の割合

(2) 各公園の検討区域図

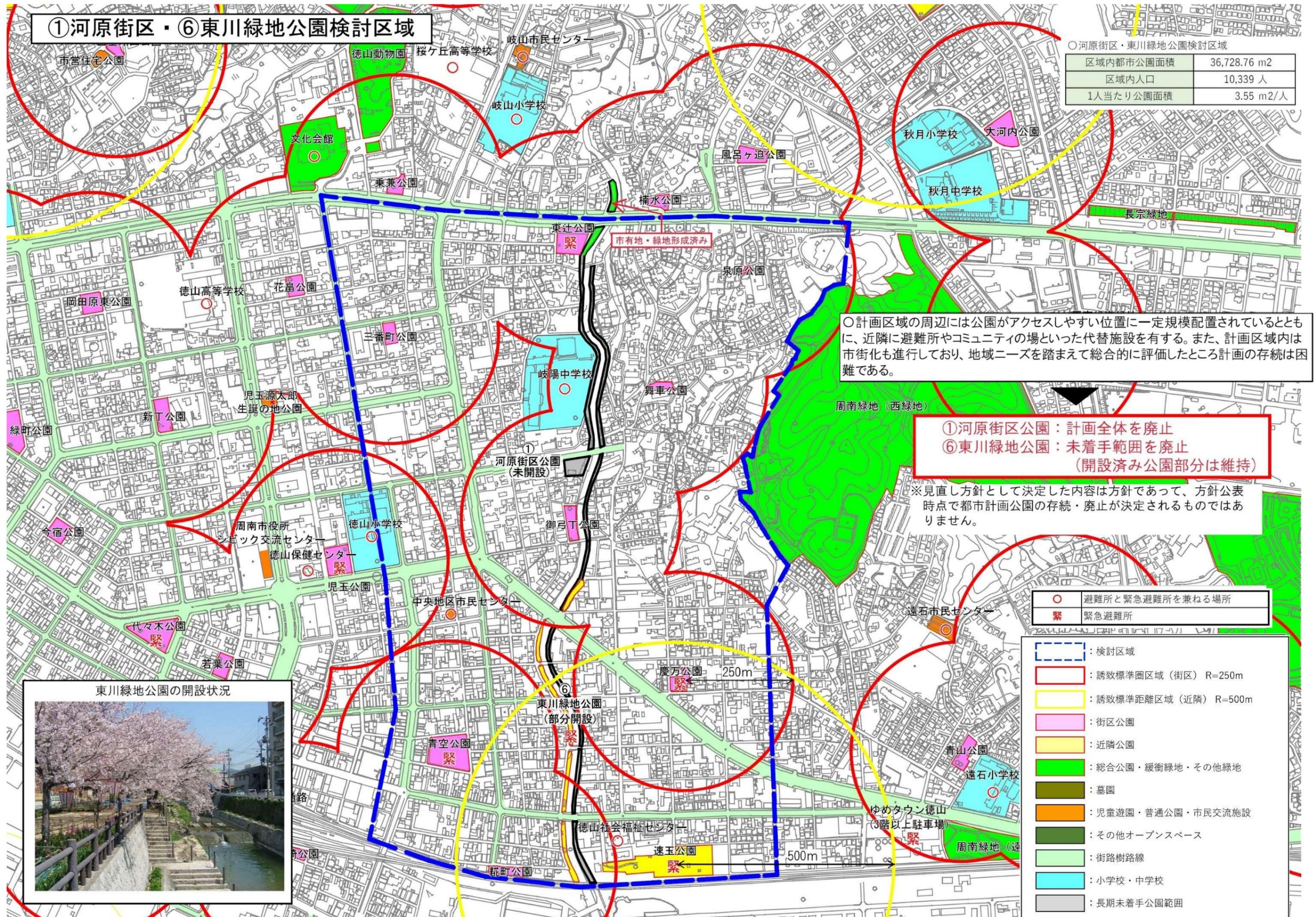


図6 ①河原街区・⑥東側緑地公園検討区域図

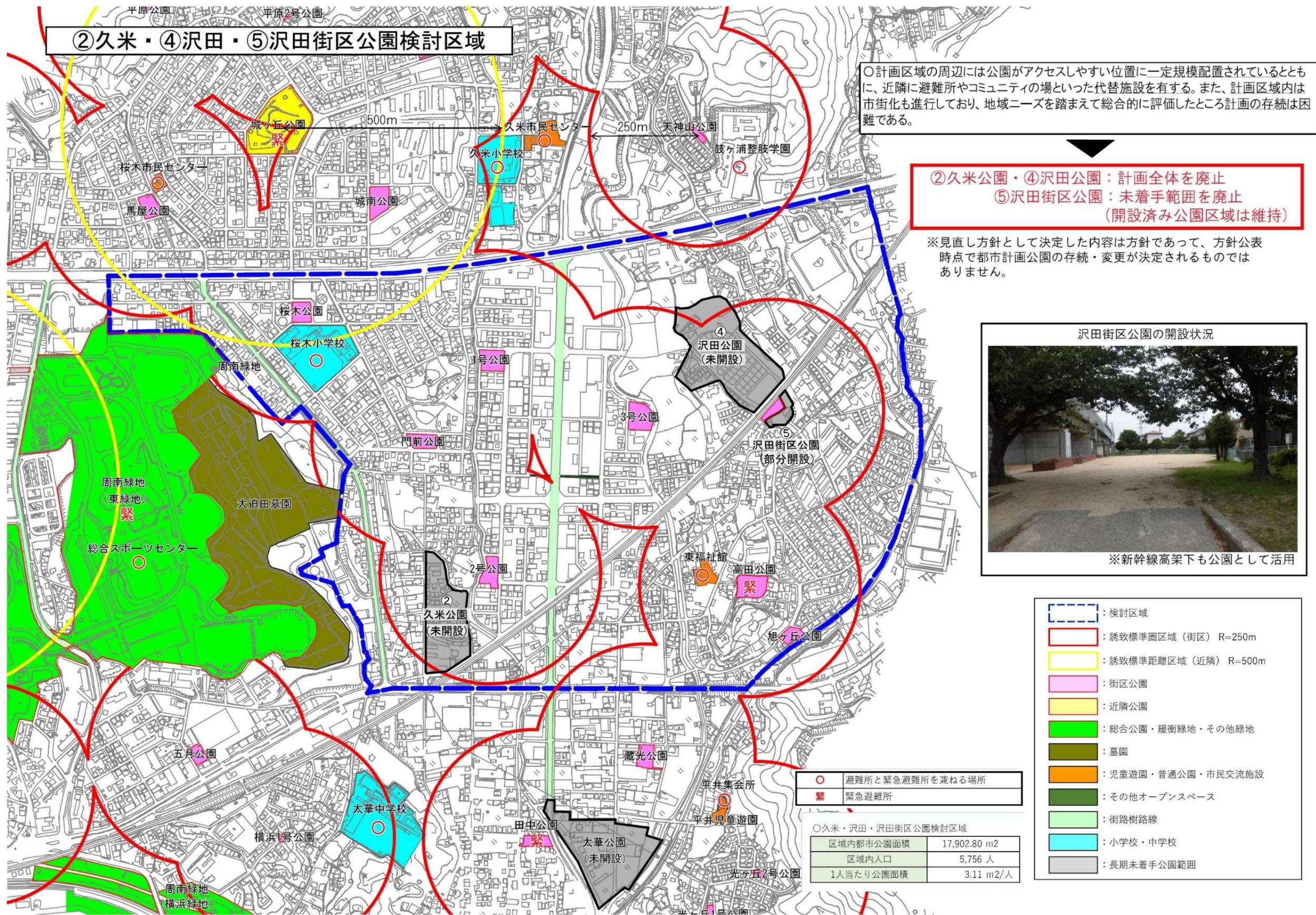


図7 ②久米・④沢田・⑤沢田街区公園検討区域図

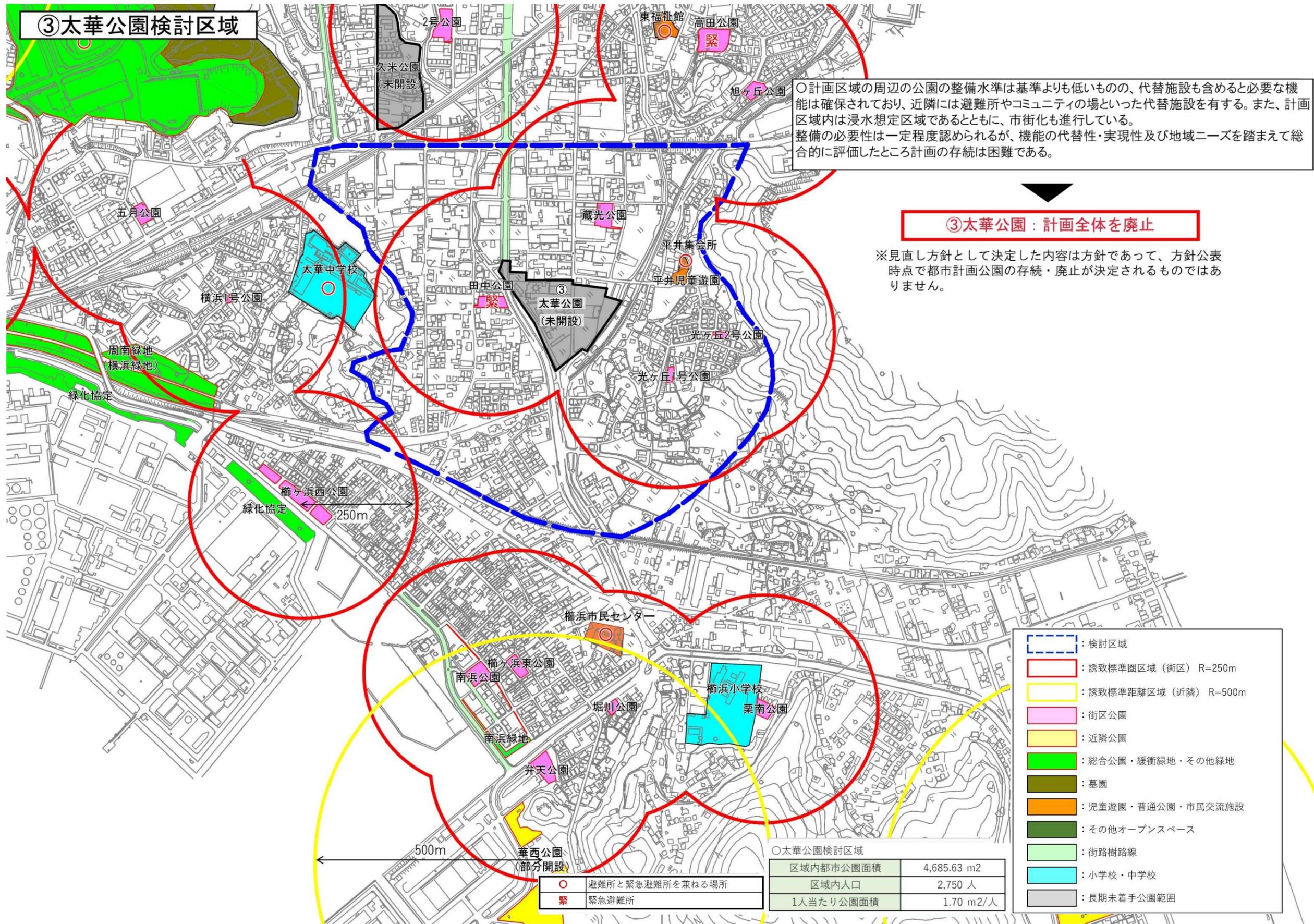


図8 ③太華公園検討区域図

⑦金剛山公園公園検討区域

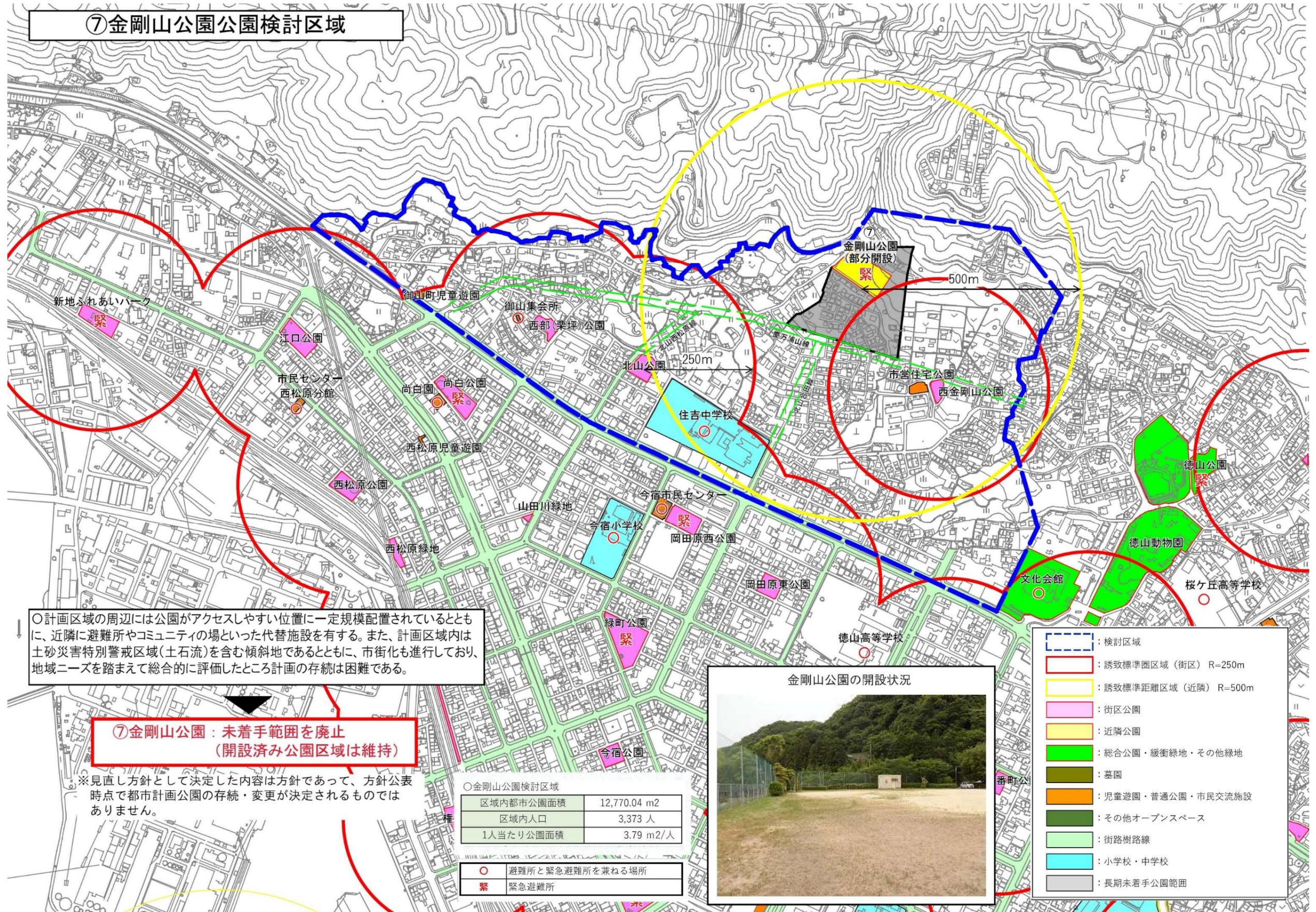


図9 ⑦金剛山公園検討区域図

○整備水準の考え方

住区基幹公園の量的な整備水準として「都市計画中央審議会」平成7（1995）年7月答申における都市公園等整備の長期目標の内訳から2.0m²/人を参考値として設定し、整備水準の検討に当たっては、検討区域の人口の推移等を踏まえて行います。

表5 住区基幹公園の整備水準

公園種別		標準値の内訳 (m ² /人)
基幹公園	住区基幹公園	2.0
	街区公園	0.5
	近隣公園	1.0
	地区公園	0.5
	都市基幹公園	2.25
	総合公園	1.5
その他公園	運動公園	0.75
	特殊公園	4.25
	緩衝緑地	-
	都市緑地	-
	緑道	-
大規模公園	都市林	-
	大規模公園	1.5
	広域公園	1.0
	国営公園	0.5
都市公園等合計		10.0

○アクセス性の考え方

住区基幹公園の誘致距離の数値表示は平成15（2003）年の都市公園法の改正により廃止されましたが、参考値として都市公園法運用指針（平成29（2017）年6月）に一般的な住宅市街地における住区基幹公園の標準的な誘致距離が街区公園250m、近隣公園500m、地区公園1kmと示されています。

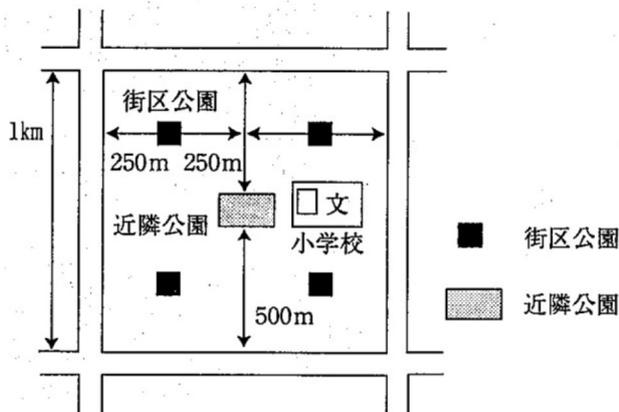


図10 都市公園の標準的な配置基準

(日本公園緑地協会 公園緑地マニュアルより)

一方で、標準的な配置基準としては以下の図が示されているところであり、これをみると実際の徒歩距離としては誘致距離の2倍程度の範囲と想定されます。

アクセス性の確認に当たっては、見直し対象公園から誘致距離参考値を半径とする圏域のエリアを、既存公園等の同圏域がカバーしているかどうかを確認するとともに、カバーできていない範囲については、既存公園等までの実際の徒歩距離が、行きつく公園の種別の誘致距離参考値の2倍程度に収まっているかについて確認するものとします。

○見直し対象公園の当初都市計画決定理由

◇昭和 24 (1949) 年 5 月 20 日決定の 1 公園 (東川緑地公園)

本市は戦災に依り市街地の過半を焼失したのでここに従来の都市計画に根本的に再検討を加え市民の厚生体育施設を考慮し都市の美観を計り、大公園三、小公園四を計画し併せて家屋の連擔を防ぎ防災を兼ね健全な都市の発達を促進せんとす。

※大公園三は現在の東緑地、西緑地 (いずれも周南緑地)、徳山公園であり、東川緑地公園は小公園のうちの一つ

◇昭和 38 (1963) 年 12 月 21 日決定の 5 公園 (河原街区・久米・太華・沢田・金剛山公園)

本市の都市計画公園はさきに大公園 3、小公園 12 を計画決定されており又大迫田公園については、ゴルフ場建設も併せて事業計画の決定をなされていたが、石油化学コンビナート等の大工場の進出発展に伴い市の後方地域に区画整理事業及び周南団地造成計画も立案され、ここに都市計画としての一大転機にたち至ったので、公園計画にも再検討を加え計画の内容を新旧併せて決定し、又大迫田公園事業も同時に決定せんとするものである

◇平成 9 (1997) 年 3 月 19 日決定の 1 公園 (沢田街区公園)

当該公園は、JR 山陽本線徳山駅から約 4.0km 東方の下松市との行政界近くに位置し、また用途地域としては準工業地域に位置していますが、近年、周辺地区の住宅化が進み、公営住宅も近接している状況にあります。

そこで、近接した居住者の憩いの場及び児童の健全な遊び場を確保すると共に都市環境の向上を図るため、計画決定し整備しようとするものであります。

【あ行】

・オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、一定の空間的広がりを持ち、建物によって覆われることのない土地や空間。都市内においては、建物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として人々が自由に通行・利用できる場所をいう。

【か行】

・公共施設等総合管理計画

平成 25（2013）年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や、平成 26 年（2014）4 月に国から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に沿って策定する計画。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としている。なお、本市においては「周南市公共施設再配置計画」を「公共施設等総合管理計画」として位置付けている。

・コミュニティ

地域社会または地域共同体。

【さ行】

・児童遊園

児童に健全な遊びを与え健康を増進し、情操を豊かにするとともに、交通事故等を防止するために設置する公の施設。地元からの提供や宅地開発により造成された土地を利用して条例に基づき設置。

・市民センター

公民館ではできなかった収益を生む活動など、地域の実情に応じて、より柔軟で自由度の高い地域づくりが展開できる施設。周南市では平成 30（2018）年 4 月 1 日より公民館から市民センターに移行。

・ストック効果

整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。

・戦災復興土地区画整理事業

太平洋戦争後の日本において空襲を受けて破壊された都市の復興のために策定された都市計画に基づき行われた事業。

【た行】

・都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、平成 4（1992）年の都市計画法の改正により創設された。市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定める。

・土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

・土地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させる事業

【な行】

・ニーズ

要求や求めのこと。

・農村公園

農村住民のレクリエーションのために建設される公園

【は行】

・普通公園

都市公園法以外で他の条例に定めのない公園のことで、市町村が普通公園条例により定めている公園のこと。

【ま行】

・まちづくり総合計画

総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的として策定するまちづくりの基本的な指針。

・緑とオープンスペース

都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅の植栽地等）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包含する概念。

・緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき自治体が策定するもので、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定める基本計画。

【ら行】

・立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン

・レクリエーション

疲労回復や健康の維持増進、精神的安定や生きがい、自己実現欲求の充足、人間関係やコミュニケーションの形成等を実現する余暇活動。

《周南市の計画の概要説明》

・周南市公共施設再配置計画及び地域別計画

将来にわたり必要なサービスを提供していくことを基本としつつ、身の丈に合った施設保有量を実現するため、公共施設の再配置に向けて、その基本方針や目標、手続き等を示した計画で平成27（2015）年8月に策定。「地域別計画」は、この計画の中で位置付けられており、施設分類ごとに策定された「施設分類別計画」間における調整により、優先的に取り組むこととされた該当施設が立地する地域又はその一部において、周辺施設を含めた公共施設群を対象として策定する再編・再配置計画となっている。

・周南市公共施設白書

市の公共施設の現状や課題について整理したもので平成25（2013）年11月に策定。